|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 様式第６号 |  |  |  |  |  |  |  |
|  | 却下決定通知書 |  |
|  | 土清福発第 号 |
|  | 　　 年 月 日 |
|  |  |
|  |  | 様 |  |  |
|  |  | 土佐清水市福祉事務所長　 |  |
|  |
|  |
|  |
| 　　 年 月 日に申請のありました（（介護給付費　訓練等給付費　特定障害者特別給付費　地域相談支援給付費）の支給）（及び）（利用者負担額減額・免除等）については、下記の理由により却下することに決定しましたので通知します。 |  |
|  |
| 記 |
|  |
|  | １　申請事項 |  |
|  | ２　却下の理由 |  |
|  |
| ・不服申立て及び取消訴訟 |
|  |
| １ | この決定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に高知県知事に対し審査請求をすることができます。 |
| ２ | また、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に土佐清水市を被告として（訴訟において土佐清水市を代表する者は土佐清水市長となります。）、提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後（次の（１）から（３）までのいずれかに該当するときを除く。）でなければ提起することができないこととされています。（１）審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。（２）処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。（３）その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。 |
| ３ | ただし、上記の期間が経過する前に、この決定があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、原則として審査請求することができなくなり、また、審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、原則として決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。 |
|  |
|  |
| 問い合わせ先 |
| 土佐清水市福祉事務所 |
|  | 住所 | 土佐清水市天神町11番2号 |
|  | 電話 | 0880-82-1118 |
|  |